館林市タクシー助成システム導入業務仕様書

1 業務名

館林市タクシー助成システム導入業務委託

2 業務の目的

本市で実施してきた2種のタクシー運賃助成制度(高齢者通院等タクシー助成及びいきいきタクシー助成)を一本化し、新たにマイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成を導入することにより、住民負担・行政ロス・事務負担を縮減し、民間タクシー及び本制度の生産性と持続性を高める。

また、デジタル活用により、定額補助だけでなく応分負担を基礎とした助成方式 にも対応することで、地域格差を緩和し、公平性を確保するとともに、利用実績データの集積による事業効率化や継続的な交通政策検討を目的として、館林市タクシー助成システムを構築し、運用する。

3 対象区域

館林市の全域

4 履行期間

契約の日から令和8年3月13日まで(予定)

5 委託予定上限額

19,613,000円(消費税及び地方消費税込み)

6 事業の概要

(1) 対象者

市内に住民登録があり、以下の要件に合致するもの

- ① 70歳以上の高齢者
- ② 69歳以下の在宅の障がい者等で次のア〜オに該当するもの。ただし、地方 税法(昭和25年法律第226号)第162条又は第454条の規定により自 動車税又は軽自動車税の減免を受けている者及びその世帯に属する者は対象と しない。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害程度が1級及び2級のもの
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所

又は心身障害者福祉センターの判定に基づき、療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている障害の程度がA(最重度・重度)及びB (中度) のもの

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障害程度が1級及び2級のもの
- エ 18歳未満の児童を扶養している者で、配偶者のいないもの。ただし、四 輪自動車を有しない者に限る。
- オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項各号に規定する要介 護者又は同条第4項に規定する要支援者

(2) 内容

令和8年度よりマイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成を実施するため、マイナンバーカードを個人認証媒体とし、リアルタイムに利用情報を管理できるシステムを整備する。また、マイナンバーカードを読み取ることが可能な車 載器を設置し運用する。

- (3) 事業スケジュール (想定)
 - ・令和7年7月~令和8年1月 タクシー助成システムの構築等
 - ・令和8年2月 システム事前運用テスト、業務従事者システム研修、住民周知
 - ・令和8年3月 タクシー事業者への車載器設置及び操作説明、 利用者登録開始
 - ・令和8年4月 タクシー助成システム運用開始

7 業務内容(予定)

下記の(1)~(2)は、館林市タクシー助成システム導入業務に最低限必要と思われる 事項を明記したものである。

なお、本仕様書にない企画提案事項については、業務の仕様に含めることを原則 とし、契約にあたっては発注者・受注者協議のうえ決定する。

また、本業務は「共創モデル実証運行事業(国庫補助)」を活用するため、官 民・交通事業者間・他分野など複数の主体の「共創」による、地域公共交通ネット ワークの利便性・生産性・持続可能性の向上を意識した企画提案事項となるよう留 意すること。

(1) システム構築

タクシー運賃助成を実施するため、以下のとおり要件を満たすシステムを開発 の上、発注者の指定する端末へソフトウェア等のインストールを実施し、またタ クシー車載端末を設置すること。

① 調達範囲

- ・システム構築に係る調達範囲は、本システム利用をする際に、必要となるシステム資産や請負作業を含めるものとする。
- ・ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。
- ・マイナンバーAP搭載システム利用にかかるサービス利用料やクラウド利用 料は本業務費に含まない。
- ② タクシー運賃助成を実施するためのシステム要件
 - ・タクシー車載端末での個人認証には、マイナンバーカードを用いた方法及び マイナンバーカードを用いない方法の2つのパターンを具備すること。なお、 マイナンバーカードを用いない方法であっても、デジタル利用及び利用デー タ集積が可能な方式とすること。
 - ・タクシー運賃助成の残回数について、タクシー車内での個人認証時に利用者 へ知らせる機能を具備すること。
 - ・発注者の意図するタイミングにて助成回数、助成金額等の助成要件を変更で きること。
 - ・タクシー運賃助成額は、発注者の指示により対象者個別の設定 (グループ化) が可能であり、細かなカスタマイズに対応可能であること。
 - ・対象者へ交付する年間の助成回数等の要件を、発注者が指定する日でリセットする機能を有すること。
 - ・発注者が指定する形式で、タクシー運賃助成の利用 I DやODデータ(出発地・到着地・運賃等のタクシー利用履歴)をCSVファイル等で出力できること。
 - ・タクシー運賃助成 I D (以下、タクシー I D) の有効・停止・復活・無効ができる仕様であること。なお、CSVファイルより、タクシー I Dの有効・停止・復活・無効の一覧データを取込み処理できるものであること。
- ③ マイナンバーカード拡張利用領域への書き込み要件等
 - ア マイナンバーカードAP (アプリケーション) 搭載システム
 - ・地方公共団体情報システム機構(以降、J-LIS)が提供している「マイナンバーカードAP搭載システム(※)」を利用できるよう、発注者が準備する庁内の事務処理用端末(LGWAN接続)への環境構築を行うこと。
 - ※マイナンバーカードAP搭載システムとは、マイナンバーカードの拡張利用領域にサービス提供に必要な情報(カードAP情報)を書き込むものである。

イ 利用登録システム

・発注者が準備する庁内の事務処理用端末(LGWAN接続)を用いて、マイナンバーカードの拡張利用領域内に、タクシー運賃の助成利用に必要な情

報を書き込むことができる機能を有すること。

・住民基本台帳から抽出したCSVファイルから、システム内の対象者登録 が行えること。また、同様の方法で対象者情報の更新・追加・削除が行え ること。

ウ 精算システム

- ・「精算システム」はタクシー運賃の助成利用情報を管理するシステムであり、発注者及びタクシー事業者等が準備する事務処理用端末(Internet接続)を用いて、発注者がアカウントごとに指定する利用情報(申請状況・助成利用額・ODデータ(タクシー利用履歴)等)の閲覧およびCSV出力できる機能を有すること。
- ・閲覧およびCSV出力できる情報については、発注者と協議の上、詳細について決定すること。

エ サーバの構築

- ・本システム構築に必要なサーバの構築を行うこと。
- ・サービスを提供するサーバは日本国内に設置されること。
- ・システムには不正アクセスや情報の改ざん等が行われないよう、セキュリ ティ対策を万全に実施すること。

オ ネットワーク

・ネットワークについて、LGWAN回線及びインターネット回線は、発注 者が用意したネットワークに接続することとする。

カ 窓口受付業務従事者への研修

- ・発注者の指示に従い、システムに関する操作研修を実施すること。
- ・操作研修のうち、発注者が別途指示する窓口受付業務従事者向けの研修に ついては、令和8年2月中に実施すること。

④ タクシー車載器

ア タクシー車載器要件

- ・マイナンバーカードの拡張利用領域内のカードAP情報を読込み、利用者 属性、助成残回数等の確認ができる機能を有すること。
- ・利用者の利用履歴について、インターネット通信を通じてデータサーバに 反映することができる機能を有すること。
- ・タクシー事業者及び利用者が簡単かつ分かりやすい方法で助成額を自動計 算し、運賃助成を利用できる車載器であること。

イ 事業者への説明

- ・タクシー事業者及びケア輸送事業者を対象に説明会を実施し、機器の使用 方法等を説明すること。なお、場所は発注者が準備する。
- ウ タクシー車載機の設置

- ・「タクシー車載器」は受注者が準備し、発注者が指定するタクシー事業者 等へ納品の上、タクシー車両へ設置する等使用できる環境を整備すること。
- ・納品台数は100台を想定しているが、最終的に確定数で精算するものと する。

工 保守

・システムに関する機材トラブル等の保守については、受注者で対応すること。 と。なお、車載器にかかる通信料が発生する場合は、本業務費に含まない。

⑤ システム及び車載器の利用条件

ア 利用時間

平日、土日祝祭日を問わず、最大24時間の利用ができること。

イ 利用者

(i) 管理者(市職員)

想定する認証方法	ログインID、パスワード
利用するシステム	カードAP搭載システム
	利用登録システム
	精算システム

(ii) タクシードライバー

想定する認証方法	無し
利用するシステム	タクシー車載器

(iii) タクシー事務所等

想定する認証方法	ログインID、パスワード
利用するシステム	精算システム

(iv) ユーザー (市民)

想定する認証方法	マイナンバーカード
利用するシステム	タクシー車載器

ウ 想定利用規模

27 27 37 78 79 7	
システム利用者数	管理者: 数名
	タクシードライバー(タクシー台数:100台)
	タクシー事務所:3か所
	ユーザー:約10,000人(想定)
利用端末数	・カードAP搭載システムと利用登録システム
	用端末台数は、交付体制を検討し精査
	・精算システム用端末1台(管理者)
	・精算システム用端末3台(タクシー事務所)
	・タクシー車載器 1 0 0 台
サービス利用回数	年間約60,000回

(2) システム運用

・タクシー助成システムの実証運用における保守管理・サポートを行うこと。(想 定期間:令和8年2月~3月)

8 成果品

- ·業務報告書 一式(A4版) 3部
- ・システム設定に関する説明図書 3部
- ・システム利用マニュアルデータのみ
- ・車載器操作マニュアル データのみ

9 特記事項

- (1) 業務を円滑に遂行するため、発注者と受注者は互いに連携を図りながら、双方担当者の綿密な打合せに基づいて進めるものとし、双方の要望により随時打合せを実施する。
- (2) 受注者は、この業務による事務に関して知ることができた情報を業務の目的以外の目的のために利用しないこと。
- (3) 本仕様書は業務の大綱を示すものであり、定めがない事項であっても本説明資料 に付随する業務は誠意を持って実施すること。